

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。
 保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットで納付することができるほか、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、役場住民課までご相談ください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

令和2年度分(令和2年7月分から令和3年6月分まで)の免除等の受付は令和2年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、役場住民課までご相談ください。



年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を!

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行なっています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- ◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ◆お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証明など)をご用意ください。

ご予約の方法は、全国共通の予約専用受付番号「0570-05-4890」または、お近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申込みください。

問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目) ☎0155(25)8113
 役場住民課戸籍年金係 ☎(574)2213

後期高齢者医療制度の見直しについて

均等割の軽減割合が見直しされました

●保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】		【令和2年度】	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ、被保険者全員が所得0円)※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減	33万円(かつ、被保険者全員が所得0円)※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	8.5割軽減	33万円	7.75割軽減

均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】		【令和2年度から】	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

令和2年度の保険料の計算方法

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。(令和2年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします。)

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	---	---	--------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

令和元年度 62万円	➡	令和2年度 64万円
---------------	---	---------------

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合(札幌市) ☎011(290)5601
 役場福祉課保険係 ☎(574)2214